

特許判例紹介

平成 30 年（行ケ）第 10043 号

－ リーチ・スルー的なクレームの実施可能要件について －

2019年8月5日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

■概要

名称を「複数分子の抗原に繰り返し結合する抗原結合分子」とする特許第 4954326 号の特許無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟。本件発明に含まれる医薬組成物の全体について実施できる程度に本件明細書の発明の詳細な説明の記載がされているとはいえず、特許法 36 条 4 項 1 号の実施可能要件を充足しないとした事例。

■本件発明

【請求項 1】

少なくとも可変領域の 1 つのアミノ酸がヒスチジンで置換され又は少なくとも可変領域に 1 つのヒスチジンが挿入されていることを特徴とする、抗原に対する pH5.8 での KD と pH7.4 での KD の比である $KD(pH5.8)/KD(pH7.4)$ の値が 2 以上、10000 以下の抗体であって、血漿中半減期が長くなった抗体を含む医薬組成物。

■この資料にはつづきがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

特許部長 弁理士

食品×医療支援室長 中尾 守男 (東京本部在籍)

TEL : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : iplaw-ky@harakenzo.com

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。